

## 函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者、知的障害者および障害児（以下「障害者等」という。）の福祉向上を図るため、文化およびスポーツに関する大会（以下「大会等」という。）への障害者等の派遣に対する、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする大会等は、渡島地域以外で開催される文化およびスポーツのそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、全国および世界規模の大会等については、それぞれ全道および全国規模の大会等にて、出場権を得ているものとする。

- (1) 文化については、全道、全国および世界規模の音楽、舞踊、演劇、弁論等に関する大会
- (2) スポーツについては、全道、全国および世界規模の球技、陸上競技等に関する大会

### (補助対象者)

第4条 対象者は次のとおりとする。

- (1) 個人の参加者については、本市に住所を有する障害者等および障害者等が参加するために必要な介護者
- (2) 団体の参加者については、本市に事務局の所在地があり、結成後5年を経過している障害者等の団体に所属している選手等、監督、主務および障害者等が参加するために必要な介護者のうち、本市に住所を有する者

### (補助金額)

第5条 補助金額については、予算の範囲内で、別表に掲げる金額を限度として交付するものとする。ただし、世界規模の大会については、関係部で別途協議するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金交付申請書および補助事業等の収支予算書に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項等大会の詳細が分かる資料
- (2) 補助事業者が団体の場合は、当該団体の概要が分かる資料

(3) 出場者名簿

(4) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の調査により補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

3 市長は、第1項の調査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助事業者に函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金否交付通知書により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 派遣事業の内容の変更または派遣事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 派遣事業が中止される場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 派遣事業が予定の期間内に完了しない場合または派遣事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 前項各号に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合には、その条件を補助事業者に函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとし、補助事業者に対し、函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金交付決定取消し（変更）通知書により通知するものとする。ただし、派遣事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に

掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により派遣事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が派遣事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により派遣事業を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しまたは変更をした場合について準用する。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、第17条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、派遣事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項ただし書きの規定による概算払の手続等は、市長が定める。

（派遣事業の遂行）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、派遣事業を行わなければならない。

（状況報告等）

第14条 市長は、派遣事業を円滑適正に行わせる必要があると認めるときは、当該派遣事業の遂行の状況に関し、補助事業者に報告を求め、または調査をさせることができる。

（派遣事業の遂行等の命令）

第15条 市長は、前条の報告または調査により、派遣事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該派遣事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反した時は、当該補助事業者に対し、当該派遣事業の遂行を一時停止し、ならびに当該派遣事業に係る補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第19条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を併せて通知するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、派遣事業が完了したときは、30日以内に函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金出場報告書および補助事業等の収支決算書に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果一覧等、大会結果の状況がわかる書類
- (2) 出場者名簿

(3) 補助対象事業に係る経費のうち、補助金交付決定額以上の支出を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、前条の規定による報告（以下「出場報告書等」という。）を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る派遣事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、原則として出場報告書等を受領した日から30日以内に、その額を補助事業者に、函館市身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金の額の確定通知書により、通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、出場報告書等により報告を受けた場合において、当該報告に係る派遣事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該派遣事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う派遣事業について準用する。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他派遣事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、派遣事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、派遣事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第21条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第22条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、他の派遣事業について交付すべき補助金があるときは、当該交付すべき補助金の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金と返還を命ぜられた補助金または延滞金の未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第23条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、派遣事業の遂行もしくは一時停止の命令または派遣事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対して、その理由を示さなければならない。

(関係書類の備付け)

第24条 補助事業者は、当該派遣事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の書類については、当該派遣事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(申請書等の様式)

第25条 この要綱に定める申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 補助金額

区 分	主 催	補助金額	
		1名あたり	団体参加 年度内補助額
全道大会	公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会	6,000円	60,000円
	上記以外の協会等	5,000円	
全国大会	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	8,000円	80,000円
	上記以外の協会等	7,000円	
世界大会	国際パラリンピック委員会等	別途協議	別途協議

備 考

- 1 補助対象人数は、大会要綱で定めた登録人数以内とする。
- 2 介護者とは、第1種の身体障害者手帳または療育手帳を所持する者（以下「第1種障害者」という。）を介護する者で、第1種障害者1人の派遣につき介護者1人を基本とする。
- 3 個人参加については、1大会につき1名の額とする。また、団体参加については、1名あたりの補助金額を参加人数で乗じて算定した額とする。ただし、同一団体に対しての年度内補助額については、別表のとおりとする。
- 4 全道および全国大会の両方に参加する場合は、それぞれ補助できるものとする。また、個人で複数の大会に参加する場合は、参加に応じて補助できるものとする。
- 5 この表の規定にかかわらず、全国大会が北海道で開催される場合の補助金額は、同表の全道大会の補助金額を適用するものとする。